

「春の火災予防運動について」

平成27年3月1日（日）から3月7日（土）までの7日間

千曲坂城消防本部では、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、下記の6項目を重点目標とし、火災予防運動を実施します。



- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災防止対策の推進
- (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (4) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (5) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (6) 林野火災予防対策の推進

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

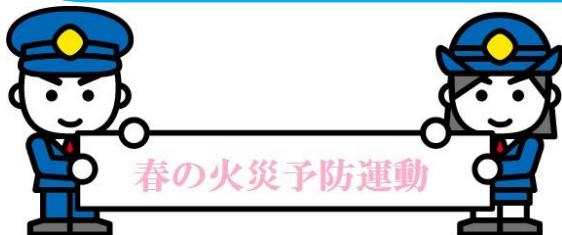
－ 3つの習慣・4つの対策－

3つの習慣

- 1 **寝たばこ**は、絶対やめる。
- 2 **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 3 **ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 3 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



同期間中に「車両火災予防運動」を実施します。

問い合わせ先
千曲坂城消防本部
予防課 予防係
電話 (代)026-276-0119

「車両火災予防運動実施・3/1～7」

3月1日（日）から3月7日（土）にかけて実施される春季全国火災予防運動と同期間に車両火災予防運動が実施されます。この運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、車両等の火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的としています。

千曲坂城消防本部管内では、平成26年中に車両火災が9件発生し、火災件数の22.5%を占めました。この火災原因は、点検・整備の不良のほか、ブレーキの引きずりなど失火によるものが45%を占めています。車両の防火安全対策として下記事項に取り組み、火災予防にご協力をお願いします。

- 1 初期消火、通報及び避難訓練の実施
- 2 消火器設置義務車両の消火器の点検整備及び取扱方法の習熟
- 3 車両に消火器の設置普及
- 4 自動車等のボディカバーにおける防火製品の使用促進
- 5 車両の内燃機関、電気系統等の点検整備

千曲坂城消防本部管内で、次のような車両火災が起きています。

「ロックナットの調整不良が原因」
貨物トラックの車輪が焼損し脱落



「エンジンオイル劣化が原因」
飛散したオイルが排気管に付着し出火



「油圧装置が作動したまま走行したことが原因」
オイルポンプが過熱し接続部分のオイルホースから出火



「ブレーキの戻り不良が原因」
ブレーキライニングとブレーキドラムの摩擦熱により出火



出火原因の内訳(9件)

平成26年中

